

富山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、富山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金の交付に関し、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知、保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に常勤もしくは非常勤として勤務する職員のうち、福祉サービスの利用者に対し、直接処遇する職員をいう。事務職員等は含まない。

(2) 介護職員初任者研修

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、福祉・介護人材の確保と質の向上を図るため、事業所を運営する法人が、介護職員に介護職員初任者研修を受講させた際に負担した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の対象者等)

第4条 補助金の交付の対象者、対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業の申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請の前に、次の書類を提出して知事に申請するものとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業申請書	様式第1号	1部	原則として介護職員 初任者研修受講開始 日前の時期
所要額調書	様式第2号		
介護職員初任者研修受 講申込書(写) その他参考となる書類			

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査の上、その結果を通知するものとする。

(交付申請の添付書類)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書及びこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
交付申請書	様式第3号	1部	介護職員初任者研修 修了後1ヶ月以内も しくは事業年度の3 月31日のいずれか 早い時期
精算額調書	様式第4号		
受講経費の領収書(写) 介護職員初任者研修修 了証明書(写) 職員に支給金を給付し た場合、その事実を確 認できる書類			

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査の上、本補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の対象経費を重複して国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。
- (2) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助金と当該事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該支出について証拠書類を整備して、事業完了後5年間保存して

おこななければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、第6条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、第6条第2項に規定する額の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、富山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

